

公調委平成23年(セ)第3号 吹田市におけるマンション工事による騒音・  
振動被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人らは、連帶して、申請人ら各自に対し、330万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人ら

(1) 本案前の答弁

申請人らの本件申請をいずれも却下する、との裁定を求める。

(2) 本案の答弁

申請人らの本件申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、申請人ら宅の近隣で行われた集合住宅の解体工事及びマンションの建設工事に伴う騒音及び振動により、肉体的・精神的苦痛等を受けたとして、同工事の施工業者である被申請人A株式会社（以下「被申請人A」という。）に対しては、民法709条に基づき、同工事の注文者である被申請人B株式会社、同C株式会社、同D株式会社及び同E株式会社（以下、これら4社を併せて「被申請人発注会社」という。）に対しては、民法716条ただ

し書に基づき、連帶して、申請人ら各自に対し、330万円の損害賠償を求める事案である。

第3 前提事実（当事者間に争いのない事実、後掲の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

#### 1 当事者

(1) 申請人らは、約20年ないし40年前から、大阪府吹田市〇〇〇（別紙図面1中、「〇〇〇」と記載された地域。以下、単に「×丁目」という。）の肩書き地に所在する戸建住宅に、それぞれ居住する者である。申請人ア及び同イの居宅（以下「申請人ア宅」という。）は別紙図面1のaの位置に、申請人ウ及び同エの居宅（以下「申請人ウ宅」という。）は同図面のbの位置に、申請人才の居宅は同図面のcの位置に、申請人カの居宅は同図面のdの位置に、申請人キの居宅は同図面のeの位置に、申請人クの居宅は同図面のfの位置に、それぞれ存する。

なお、申請人ア及び同イ並びに同ウ及び同エは、それぞれ夫婦である。

（以上、甲4の1ないし7、甲11、審問の全趣旨）

(2) 被申請人Aは、建築の請負等を目的とする株式会社であり、大阪府吹田市●●●及びその周辺敷地（別紙図面1中、赤線で囲まれている部分。以下「本件工事現場」という。）において、□□□第2団地住宅（以下「第2団地」という。）の建替事業として、第2団地の解体工事（以下「本件解体工事」という。）及びその跡地におけるマンションの建設工事（以下「本件建設工事」といい、本件解体工事と併せて「本件工事」という。）を行った施工業者である。

被申請人発注会社は、それれ不動産販売事業等を目的とする株式会社であり、被申請人Aに対し、本件工事を発注した同工事の事業主である。

（以上、甲16、17、乙10）

#### 2 本件工事の概要

- (1) 本件工事の期間（本件解体工事の準備作業期間を含む。）は、平成21年6月24日から平成24年4月26日までであり、本件工事に係る第2団地建替事業の開発敷地面積は、約3万6000平方メートルに及ぶ（甲16, 17, 乙2の1, 乙10, 審問の全趣旨）。
- (2) 本件解体工事は、第2団地の集合住宅17棟（いずれもRC造、各地上5階建て、総戸数380戸）等の解体作業を内容とするものであり、その工期は、準備作業の期間を含め、平成21年6月24日から平成22年3月31日までである。

本件解体工事の対象となる各集合住宅（第2団地C2棟ないしC18棟）等の位置関係は、別紙図面1のとおりである。（以上、甲16, 乙2の1, 乙6の1, 2, 乙9）

- (3) 本件建設工事は、第2団地の跡地に、マンション9棟（いずれもRC造、地上6階ないし15階建て、総戸数798戸、容積率192.80%），共用棟1棟及び駐車場棟2棟の建設を内容とするものであり、その工期は、平成22年4月1日から平成24年4月26日までである。

本件建設工事の対象となる各マンション棟（1号棟ないし9号棟）等の位置関係は、別紙図面2のとおりである。（以上、乙10, 審問の全趣旨）

#### 第4 本件の争点及び争点についての当事者の主張

本件の争点は、i) 本案前の争点として、公害性要件があるか否か、ii) 本案の争点として、①本件工事に伴う騒音及び振動が申請人らの受忍限度を超えるか否か、②本件工事に伴う騒音及び振動によって申請人らが被った損害の有無及び損害額、③被申請人発注会社の責任の有無であり、これらの争点についての当事者の主張は、以下のとおりである。

##### 1 本案前の争点（公害性要件があるか否か。）について

###### (1) 被申請人らの主張

公害紛争処理法42条の12第1項は、責任裁定の対象を「公害に係る

被害」と規定しているところ、環境基本法2条3項において、「公害」とは、「相当範囲にわたるものであること」及び「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」が要件とされている。

この点、本件においては、相当範囲にわたる人の健康又は生活環境に係る被害は生じていないから、本件申請は、公害性要件を満たしていない。

## (2) 申請人らの反論

本件工事が、1960年代の高度経済成長期に建設された大規模ニュータウンの建替事業であることや、申請人らが、吹田市に対し、再三にわたって、本件工事に伴う騒音及び振動に関する苦情を申し入れていたにもかかわらず、一向に被害状況が改善されなかつたこと、現在では、生活型公害への対応も重要な課題となっていることなどに照らすと、本件申請は、公害性要件を十分に満たしている。

## 2 本案の争点①（本件工事に伴う騒音及び振動が申請人らの受忍限度を超えるか否か。）について

### (1) 申請人らの主張

以下の事実によれば、本件工事に伴う騒音及び振動は、申請人らの受忍限度を超えていいる。

#### ア 本件工事全般について

(ア) 申請人ら宅周辺地域は、本件工事が始まるまでは、静かな住宅地であったが、本件工事が開始されて以来、激しい騒音及び振動が発生するようになった。

本件建設工事に係るマンションの容積率は、吹田市の「△△△ニュータウンのまちづくり指針」が定める容積率150%を超過しており、本件工事は同指針を無視するものである（なお、第2団地の建替事業に必要な事前協議申請は、同指針が実施される直前に受理された駆け込み申請であった。）。このような巨大なマンション群の建設工事に

よって発生する騒音及び振動は、尋常なものではなかった。

- (イ) 申請人らは、被申請人らに対し、再三にわたり、防音シートの設置等、騒音及び振動の緩和措置を探るように求めたが、被申請人らは、一切聞き入れなかつた。
- (ウ) 被申請人らが開示した測定記録によれば、本件工事に伴う騒音及び振動は、規制基準（騒音につき 85 dB、振動につき 75 dB）を超えていないが、申請人らの体感では、規制基準を超える時間帯があつた。そもそも、本件工事現場が、閑静な住宅地の中にあることからすると、設定された規制基準自体が、住民の生活感覚から大きくかけ離れていると言うべきである。また、たとえ本件工事に伴う騒音及び振動が規制基準以下であったとしても、長期間に及ぶ環境の激変によって、申請人らの日常生活に被害が生じていることは明らかである。

#### イ 本件解体工事について

- (ア) 平成 21 年 6 月 26 日に開かれた本件解体工事の説明会において、申請人らは工事の開始時期を秋にずらしてほしいと要望したが、同要望は聞き入れられなかつた。また、近隣住民と被申請人らとの間で締結された解体工事協定では、土曜日及び祝日の作業は、騒音を伴わないものにすることが取り決められたが、同協定の文書化は、被申請人らに拒否された。
- (イ) 申請人らは、解体に係る建物全体をシートで囲って騒音防止を図るよう要望したが、申請人らが居住する×丁目側の建物解体工事では、前面にシートが張られたのみであつた。また、×丁目に面した石垣擁壁を崩す作業の時は、板囲いが低いため、申請人らは、直接、騒音及び振動にさらされ、窓もカーテンも閉め切った生活を余儀なくされた。
- (ウ) 本件解体工事の期間中、本件工事現場に騒音振動計は設置されていなかつた。

## ウ 本件建設工事について

(ア) 本件建設工事に関する説明会は、平成22年1月から平成23年3月までの間に、5回実施された。

申請人らは、平成22年2月17日、被申請人らに対し、工事期間や作業時間等に関する要望書を提出したが、同要望は聞き入れられず、工事協定が結ばれないまま、本件建設工事は続行された。そのため、土曜日や祝日でも大騒音の工事が行われることがあった。

また、申請人らは、工事説明会の度に、×丁目側の建物全面に防音シートを張ってほしい旨を訴えたが、これについても、聞き入れられることはなかった。

(イ) 本件建設工事においては、とりわけ、コンクリートの吸上げ作業やバイブレータを使った作業による騒音及び振動が大きかったほか、申請人らは、平成22年9月ころ始まった掘削工事に伴う重低音の機械音や振動に悩まされた。また、夜の7時過ぎまでエンジンや機械の音が響いてくる日もあった。

(ウ) 申請人らは、被申請人らに対し、申請人らが居住する×丁目側に騒音振動計を設置するよう要望したが、一向に設置されなかった。

申請人らは、吹田市に対しても、度々、本件工事に関する苦情を申し入れていたところ、平成22年10月12日に、吹田市による騒音・振動測定が実施された。その後の同年11月に、被申請人Aは、ようやく騒音振動計を本件工事現場に設置したものの、騒音及び振動の届きにくい場所に1箇所設置ただけで、申請人らが要望していた申請人ア宅前には設置されなかった。

(エ) 申請人イは、平成23年3月7日、吹田市長宛てて、本件工事に伴う騒音被害に関する要望書を提出したが、その後も、被申請人らは、申請人ア宅前に騒音振動計を移設ただけで、何らの防音対策を講じなか

った。

## (2) 被申請人らの認否・反論

### ア 認否

(ア) 上記(1)ア(ア)ないし(ウ)の各事実のうち、申請人らから防音シート設置の要望があったこと、本件工事に伴う騒音及び振動が規制基準を超えていないことは認め、その余の事実は、知らないし否認する。

(イ) 上記(1)イ(ア)ないし(ウ)の各事実のうち、本件解体工事に関する説明会が実施されたこと、申請人らから解体工事を秋にしてほしい旨の要望があったこと、本件解体工事の際にシート養生がされていたことは認め、その余の事実は、否認する。

(ウ) 上記(1)ウ(ア)ないし(エ)の各事実のうち、本件建設工事に関する説明会が実施されたこと、申請人らから被申請人らに対する要望書が提出されたこと、工事協定書が締結に至らなかったこと、吹田市が騒音・振動測定を実施したこと、申請人らが騒音振動計の設置を求めたこと、被申請人Aが騒音振動計を設置し、その後に移設したことは認め、その余の事実は、知らないし否認する。

### イ 反論

以下のとおり、被申請人Aは、本件工事を通じて、法令に定められた規制基準を遵守し、また、申請人らに対して十分な配慮を講じてきたものであり、本件工事に伴う騒音及び振動は、申請人らの受忍限度を超えるものではない。

#### (ア) 騒音及び振動についての規制基準とその遵守等

本件建設工事は、特定建設作業に該当するところ、被申請人Aは、騒音規制法14条及び振動規制法14条に基づき、特定建設作業の実施の届出をしている。

また、本件工事現場における騒音の規制基準は85dB、振動の規制

基準は 75 dB とされているところ、本件工事に伴う騒音及び振動のいずれについても、上記各基準に違反する事実はない。

#### (イ) 騒音振動計の設置等

被申請人 A は、申請人らの要望を受けて、平成 22 年 11 月 1 日、申請人ら宅の中間地点に近く、また、申請人らから見通せる位置（本件工事現場には仮囲いをしていたが、申請人らの要望を受けて、設置場所付近は透明にしてあった。）に、騒音振動計を設置した。なお、本来、騒音振動計は、敷地境界線上に設置されるものであるところ、本件工事においては、本件工事現場敷地内に設置した。

また、被申請人 A は、申請人らから騒音振動計の設置場所の変更の要望を受け、平成 23 年 4 月 12 日、延長ケーブルを使用して、集音マイクを申請人ア宅前の万能鋼板上部に移設した。

なお、平成 22 年 11 月 9 日に被申請人 A が申請人らに交付した測定結果は、1 時間単位でグラフ化したものであったが、同月 30 日以降は、10 分単位でグラフ化したものを開示している。

#### (ウ) 防音シートの設置等

申請人らは、被申請人らが防音シート設置の要望を一切聞き入れなかったと主張するが、被申請人 A は、本件工事において、防音シートを設置している。

すなわち、平成 22 年 7 月 12 日に、×丁目側に面した部分に設置した万能鋼板の上に高さ 1.8 m の白シートを設置し、その後、平成 23 年 1 月 19 日から開発歩道工事を実施するのに伴い、高さ 3 m の万能鋼板を構築して、擁壁部分に盛替えを実施し（以前の高さには高さ 1.8 m のガードフェンスを設置），同年 2 月 14 日からは、同万能鋼板の上に高さ 1.5 m の防音シートを設置した。

申請人らは、さらに足場全面への防音シートの設置を要望していたが、

騒音の発生状況や申請人ら宅との位置関係等に鑑み、その必要性はない。

### 3 本案の争点②（本件工事に伴う騒音及び振動によって申請人らが被った損害の有無及び損害額）について

#### (1) 申請人らの主張

本件工事に伴う騒音及び振動によって、申請人らは、精神的苦痛を受けた。

また、申請人の中には、高血圧症やじんましんの症状に悩まされるようになった者や、家屋の損傷を受けた者もいる。

上記申請人らの肉体的・精神的苦痛等を慰謝するには、申請人ら各自に対し、慰謝料300万円の支払をするのが相当である。また、申請人らは、本件裁判申請のために、弁護士費用として各自30万円を要した。

#### (2) 被申請人らの認否

上記(1)の各事実は、知らないし否認する。

### 4 本案の争点③（被申請人発注会社の責任の有無）について

#### (1) 申請人らの主張

ア 被申請人発注会社は、いずれも本件建設工事に係るマンションの分譲業者であり、本件工事によって近隣に騒音及び振動被害が生じることを認識し得る立場にあった。また、申請人らは、被申請人らに対して、本件建設工事による騒音及び振動被害の防止に関する申し入れをしていることや、本件建設工事の説明資料（甲17）には、被申請人発注会社を含め、被申請人全員の会社名が表示されていることからすれば、被申請人発注会社には、申請人らの被害発生についての予見可能性がある。

イ さらに、本件建設工事は、「△△△ニュータウンのまちづくり指針」の定める容積率150%を大幅に上回るマンション群を建設するものであり、このような建設計画を立てること自体において、近隣住民に対する生活環境の悪化（本件工事に起因する騒音及び振動の発生を含む。）を容認するものであると考えられることからすれば、被申請人発注会社には、申請人

らの被害発生に対する結果回避義務違反がある。

ウ 以上によれば、申請人らの被害の発生を予見できたにもかかわらず、被害の発生ないし拡大に対する適切な防止措置や改善措置を講じなかつた点において、被申請人発注会社には、民法716条ただし書が定める「注文者の過失」がある。

## (2) 被申請人発注会社の認否・反論

### ア 認否

上記(1)アないしウの各事実のうち、本件建設工事の説明資料（甲17）に、被申請人ら全員の会社名が表示されていることは認め、その余は知らないし否認する。

### イ 反論

注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わないのが原則である（民法716条本文）ところ、申請人らは、注文者である被申請人発注会社が、いかなる根拠に基づき責任を負うのかについて、具体的な主張をしていないから、申請人らの被申請人発注会社に対する主張は、主張自体失当である。

## 第5 当裁判委員会の判断

### 1 本案前の争点（公害性要件があるか否か。）について

(1) 公害紛争処理法2条には、「この法律において『公害』とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。」と定められており、環境基本法2条3項には、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定められている。

このように、公害紛争処理法上の「公害」と言えるためには、騒音、振動

等の被害発生原因となる現象が相当範囲にわたることが必要とされるところ、同法が、公害紛争について一般の民事事件とは異なる紛争解決手続を定めた趣旨は、公害紛争が単なる私人間の争いを超えた社会性や公共性を有するためであるから、被害発生原因となる現象が相当範囲にわたるか否かは、当該現象の及んでいる人的範囲及び地域的範囲を総合勘案して、一定程度の社会的な広がりを有するか否かによって判断されるべきである。

- (2) これを本件についてみると、本件工事内容及びその規模（前記第3の前提事実2(1)ないし(3)）、本件工事現場と近隣住宅との位置関係（同1(1)、同(2)、同2(2)、同(3)）のほか、本件工事に伴う騒音及び振動の各測定結果（乙3、16、17）等に照らせば、本件工事に起因する被害発生原因となる現象（騒音及び振動）が、一定の人的・地域的な広がりを有していることは明らかである。
- (3) したがって、本件については、申請要件たる「公害性要件」を充足しており、申請自体は適法なものであると認められ、以下、本案についての判断を行うこととする。

## 2 本案の争点について

- (1) 前記第3の前提事実、後掲の各証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

### ア 申請人ら宅周辺の環境

申請人らが居住する地域は、昭和30年代後半ころから開発が進められた大規模ニュータウンであり、申請人ら宅周辺は、戸建住宅や団地、マンションが立ち並ぶ閑静な住宅地である（申請人ア本人、審問の全趣旨）。

### イ 特定建設作業実施届出書の内容

被申請人Aは、本件工事において、特定建設作業である、削岩機を使用する作業、バックホウ掘削機械を使用する作業、空気圧縮機を使用する作業、杭打ち機を使用する作業等を行うことから、各作業を行うに先

立ち、吹田市に対し、騒音規制法14条1項、振動規制法14条1項、大阪府生活環境の保全等に関する条例93条1項に基づき、それぞれ特定建設作業実施届出書を提出した。同届出書には、騒音又は振動を防止する方法として、低騒音型機械の使用を行う旨が記載されている。（以上、乙2の1ないし24）

#### ウ 特定建設作業の規制基準

特定建設作業の騒音の規制基準は、特定建設作業の場所の敷地の境界線において85dBを超える大きさであり（「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」昭和43年厚生省・建設省告示1号），振動の規制基準は、特定建設作業の場所の敷地の境界線において75dBを超える大きさとされている（振動規制法施行規則11条・別表第1）。

また、その大きさを定める方法については、騒音につき、測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値（L5）をもって、騒音の大きさとし（上記厚生省・建設省告示），振動については、同様の場合に、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値（L10）をもって、振動の大きさとする旨が定められている（振動規制法施行規則別表第1備考4項3号）。

#### エ 本件解体工事（平成21年6月24日から平成22年3月31日まで）の内容等

(ア) 本件解体工事においては、既存の集合住宅17棟を三つのブロックに分けた上、パワーショベル、バックホウ、空気圧縮機、アースオーガー等の重機を用いて、各ブロックごとに順次、仮設養生及び足場の施設、内装解体、躯体解体、基礎解体、外周雑物の撤去等が行われた（乙2の1ないし9、乙7ないし9）。

工事期間中の休日は日曜日のみであり、作業時間は、原則として午前

8時30分から午後6時まで（ただし重機作業は、原則として午前8時30分から午後5時まで）であった（甲16）。

(イ) ×丁目側に面した建物（C6棟ないしC10棟）の解体工事は、平成21年8月に始まった後、同年9月ころから平成22年1月ころにかけて、内装解体、躯体解体ないし基礎解体が行われ、同年3月末までに外周雑物の撤去作業等を終えた（乙7，9）。

(ウ) 被申請人Aは、×丁目側に面した建物の解体工事を行うに際し、防音対策として、平成21年7月17日に本件工事現場敷地の南西側の一部、同年8月27日にC9棟の南面並びにC10棟の南面及び西面、同年9月11日にC8棟の南面及び東面、同月14日にC6棟及びC7棟の北面の一部を除いた部分、同年10月22日に本件工事現場敷地の南東側（C8棟の北東付近）の一部分に、それぞれ防音シートの施設を行った（乙9）。

オ 本件建設工事（平成22年4月1日から平成24年4月26日まで）の内容等

(ア) 本件建設工事においては、クレーン、杭打機、バックホウ、コンプレッサー等の重機を用いて、建設される各棟ごとに順次、山留工事、杭工事、基礎工事、躯体工事、仕上工事、外構工事等が行われた（乙2の10ないし24、乙10ないし13）。

工事期間中の休日は、日曜日のみであり、作業時間は、原則として午前8時から午後6時までであった（甲17）。

(イ) ×丁目側に面したマンション（1号棟ないし3号棟）の建設工事は、平成22年4月に始まった後、同年5月ころには山留工事及び杭工事を終えた。その後、1号棟及び2号棟については概ね、同年10月ころに基礎工事、平成23年4月ころに躯体工事を終え、3号棟については概ね、平成22年12月ころに基礎工事、平成23年6月ころに躯体工事

を終えた。（以上、乙11ないし13）

(ウ) 被申請人Aは、×丁目側住民の騒音・振動被害を防止するため、山留工事及び杭工事に際し、1号棟ないし3号棟南側の既存の石積擁壁に1.8mのガードフェンスを設置し、また、平成22年5月下旬から同年6月下旬にかけて行われた上記石垣擁壁の解体作業の際には、×丁目側に沿って高さ3mの万能鋼板を設置した。

さらに、同年7月12日には、上記万能鋼板の上に、高さ1.8mの白シートを設置し、その後、×丁目側に面する外部の足場に、メッシュシートを設置した。

そして、平成23年1月19日からの×丁目側に隣接する歩道の開設工事に際しては、×丁目側に沿って擁壁を新設し、その上部に高さ3mの万能鋼板を移設した上、従前の位置には、高さ1.8mのガードフェンスを設置した。また、同年2月14日には、上記万能鋼板の上に高さ1.5mの防音シートを設置した。（以上、甲4の1、乙12、13、15、職1、審問の全趣旨）

#### カ 申請人らと被申請人らとの間の交渉経過等

(ア) 本件解体工事に先立ち、平成21年6月26日、本件解体工事に関する近隣説明会が開催されたほか、平成22年1月から平成23年3月までの間に、本件建設工事に関する5回の近隣説明会が開催された。近隣住民には、説明会の資料として、工事工程表や工事計画書、工事作業に関する遵守事項等が配布された（甲16、17、乙15）。

(イ) 近隣住民らは、平成22年2月17日、被申請人らに対し、透明な安全鋼板の設置や、騒音及び振動を伴う作業の時間短縮等を内容とする要望書を提出した。これに対し、被申請人らは、同年3月31日、安全鋼板の一部を透明にすることには応じるが、作業時間の変更は行えない旨の回答を行った（甲18、19）。

(ウ) 平成22年10月8日，申請人アないし同イから吹田市に対し，本件工事現場の騒音を測定してほしい旨の要望があったことから，吹田市は，同月12日午後1時半から1時間，申請人ア宅前において，騒音測定を実施した。騒音の大きさは，瞬間的に80dBを記録することがあったが，概ね65dB程度であり，規制基準は遵守されている状況であった。

また，同時に，申請人ウ宅前において，振動測定も実施したが，振動の大きさは，ほぼ一貫して20ないし30dB程度であり，規制基準を下回っていた。

吹田市は，被申請人Aに対し，同日の測定結果のほか，申請人らが，測定結果の表示や工事日程の詳細の告知等を要望していることを伝えた。

（以上，職1）

(エ) 被申請人Aは，平成22年11月1日，騒音振動計を本件工事現場の南東角地に設置して，同年11月5日から測定を開始し，同月9日には，申請人らに対し，同日までの測定結果を交付した（乙4の1，2，乙5の1ないし6，乙15，審問の全趣旨）。

(オ) 平成23年2月25日，申請人アないし同イは，吹田市に対して，自宅前の工事騒音がひどいことから，防音シートの増設等を，被申請人Aに指導してほしい旨の苦情を申し入れた。同日，吹田市が本件工事現場を確認したところ，現場監督等からは，作業員の安全面等の理由から現在以上の防音シートの増設はできないが，優先的に×丁目側の作業を実施しているとの説明があった。（以上，職1）

(カ) 被申請人Aは，平成23年2月28日，外部の足場面に防音シートを張ってほしい旨の近隣住民からの要望に対し，強風による足場倒壊事故の可能性が高まることや，光を取り込めないことによる作業員の安全確保の問題が生じることから，外部の足場面における防音シートの設置は行えない旨回答した（職1，甲4の1）。

また、被申請人Aは、平成23年3月4日、申請人イに対し、同日までの騒音及び振動の各測定結果を交付した（乙3）。

(キ) 平成23年3月7日、申請人イは、吹田市長に対し、申請人ア宅前における騒音振動計の常設や×丁目側への防音シートの全面設置等を、被申請人Aに指導してほしい旨の要望書を提出した（甲6の1）。

同年3月22日、吹田市が、本件工事現場の状況を確認したところ、現場監督からは、同年4月には×丁目側の建物の躯体は完成するが、内装工事や外壁工事の際にも、現在の防音措置をそのまま維持するとの説明があった（職1）。

吹田市長は、同年3月31日、申請人イの上記要望書に対し、被申請人Aに対しては、今後も適切な措置を講じるように指導していく旨の回答を行った（甲6の2）。

(ク) 被申請人Aは、平成23年4月12日、延長ケーブルにて、騒音振動計の集音マイクを申請人ア宅前の仮囲い上部に移設した（乙4の1、2、乙5の7）。

(ケ) 平成23年7月6日、吹田市が本件工事現場を確認したところ、既に×丁目側の建物の躯体工事がほぼ終了しており、大きな騒音及び振動が発生している状況ではなかった（職1）。

#### キ 測定結果

(ア) 被申請人Aは、本件解体工事期間中である平成21年9月14日から同月17日までの間、本件工事現場内において、騒音・振動測定を合計8回実施したところ、騒音については、L5の数値で75ないし81dB（80dBを上回ったのは、8回の測定のうち1回）、振動については、L10の数値で51ないし56dBとの結果であり、いずれも規制基準を下回った（乙16、17）。

(イ) また、前記カ(エ)のとおり、被申請人Aは、平成22年11月5日以

降、本件工事現場に騒音振動計を設置して、本件建設工事の騒音・振動測定を実施したものであるが、被申請人Aが提出する、平成22年11月5日から平成23年3月3日までの各測定結果において、騒音及び振動のいずれについても、規制基準を上回る時間帯はない。

すなわち、騒音については、L5の数値で概ね50ないし70dB後半との結果であり、規制基準に近い騒音（80dBを上回る騒音）が認められた時間帯があったのは、平成22年12月24日、平成23年1月13日、同年2月16日、同月18日の4日間のみである（ただし、いずれの日においても、80dBを超えた時間帯は1時間ないし2時間に限られる。）。また、振動については、L10の数値で概ね20ないし30dB後半との結果であった。（以上、乙3）

- (2) 本案の争点①（本件工事に伴う騒音及び振動が申請人らの受忍限度を超えるか否か。）について

ア 受忍限度論について

社会生活を営む上では、ある程度の騒音、振動等が発生する場合があるても、すべてが第三者に対する関係で違法となるものではなく、互いに受忍すべき場合があり、騒音、振動等による被害が、一般社会生活上、受忍すべき程度を超える場合のみ、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になると判断すべきである。そして、騒音、振動等による被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである（最高裁平成元年（オ）第1682号同6年3月24日第1小法廷判決・裁

判集民事172号99頁参照)。

そこで、以下において、本件における上記各事情について検討する。

#### イ 侵害行為の態様及び侵害の程度

(ア) 本件解体工事期間中に測定された測定値は、前記(1)キ(ア)のとおり、騒音については、L5の数値で75ないし81dB、振動については、L10の数値で51ないし56dBとの結果であり、騒音及び振動のいずれについても、規制基準を下回っている。

なお、本件解体工事期間中の測定結果が明らかであるのは、前記(1)キ(ア)のとおり、平成21年9月14日から同月17日までの期間のみであるが、同期間中には、C11棟の躯体解体作業及びC13棟の解体ガラの小割り搬出作業が実施されていたと認められること(乙16、17)や、上記時期には、既に×丁目側の建物の解体工事が始まっていたこと(前記(1)エ(イ))などに照らせば、上記測定時期が、本件解体工事期間中の他の時期と比べて、殊更に騒音及び振動の発生が小さい時期であったとは考え難く、本件証拠を精査しても、これを覆すに足りる証拠はない。

(イ) 被申請人Aが、本件建設工事期間中である平成22年11月5日以降に実施した約4か月間の測定結果をみても、前記(1)キ(イ)のとおり、騒音及び振動のいずれについても、全ての測定結果において規制基準を下回っている。

また、その大きさも、前記(1)キ(イ)のとおり、振動については、規制基準である75dBを大きく下回るものであり、また、騒音についても、概ね50ないし70dB後半という結果であって、規制基準に近い騒音(80dBを上回る騒音)が認められた時間帯があったのは、測定期間中4日のみであったことなどからすると、規制基準に近い騒音が、工事期間中の多くの時間帯に発生していたとも考え難い。

加えて、吹田市が平成22年10月8日に実施した測定結果をみても、前記(1)カ(ウ)のとおり、騒音については概ね65dB程度、振動についてはほぼ一貫して20ないし30dB程度という結果であり、やはり、騒音及び振動のいずれについても、規制基準を下回っている。

(ウ) 以上に対し、申請人らは、本件工事期間中、申請人らの体感として、規制基準を上回る時間帯があった旨主張する。

しかし、本件工事期間中、騒音のL<sub>max</sub>（最大値）において、規制基準を上回る数値が測定された時間帯があったことは認められる（乙3）ものの、本件証拠を精査しても、規制基準との比較が求められる時間率騒音レベル（騒音につきL<sub>5</sub>、振動につきL<sub>10</sub>）の数値において、規制基準を上回る時間帯があったことを推認するに足りる的確な証拠はなく、申請人らの上記主張を採用することはできない。

(エ) また、申請人らは、本件建設工事に係るマンションの容積率が、吹田市の「△△△ニュータウンのまちづくり指針」が定める容積率150%を超過しており、本件工事は同指針を無視するものである旨主張する。

しかし、一方、申請人らが、第2団地の建替事業に必要な事前協議申請は、同指針が実施される前に受理されたものであることを認める主張をしていることなどからすると、申請人らが主張する上記事情は、本件工事が、開発敷地面積約3万6000平方メートル、容積率192.80%，工事期間約2年10か月という大規模な建替事業である（前記第3の前提事実2(1)，同(3))という意味において、受忍限度の判断における一つの考慮要素になり得るとしても、そのことのみで、本件工事から発生する騒音及び振動が受忍限度を超えるものであると推認することはできない。

ウ 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容

(ア) 被申請人らは、前記(1)カ(ア)のとおり、複数回の近隣説明会を開催して、申請人らを含む近隣住民に対し、工事工程や工事作業に関する遵守事項等の説明を行っている。

また、被申請人Aは、申請人らからの要望を受けて、騒音振動計の設置（前記(1)カ(エ)）や集音マイクの移設（同(イ)），申請人らへの測定結果の交付（同(エ)，同(カ)），透明な万能鋼板の設置（同(イ)）など、実現可能なものについては、その要望に応える措置を探っていたことが認められる。

加えて、前記(1)カ(イ)，同(カ)のとおり、作業時間の変更や足場部分への防音シートの設置等、申請人らの要望に応えられないものについては、相応の理由を示すなどして、その旨の回答を行っていると認められることなどからすれば、被申請人Aの申請人らへの対応が、不適切ないし不誠実なものであったとは認められない。

(イ) 次に、被申請人Aが実際に講じた被害の防止措置をみると、前記(1)イのとおり、重機を用いるに際しては、低騒音型の機種を選択していることが認められ、また、本件解体工事に当たっては、前記(1)エ(ウ)のとおり、申請人らを含む×丁目側の住民に配慮して、×丁目側に面する部分を中心に防音シートの設置を行っていたことが認められる。

また、本件建設工事においても、被申請人Aは、前記(1)オ(ウ)のとおり、工事内容やその進行状況等に応じて、防音シートや万能鋼板等の設置及びその増設等の措置を探っていたことが認められる。

そして、前記(1)キ(ア)，同(イ)のとおり、騒音及び振動のいずれについても、全ての測定結果において規制基準を下回っていたと認められることからすると、被申請人Aが採った上記防止措置には、相応の効果があったものと考えられる。

(ウ) 申請人らは、上記防止措置に加えて、足場部分への防音シートの設置

や、×丁目側への防音シートの全面設置等を要望していたものであるが、本件工事期間中の各測定結果をみても、規制基準を上回る騒音ないし振動が発生している状況ではなかったことなどに照らせば、被申請人Aが、作業の安全面等の諸般の事情を考慮した結果、申請人らが要望する追加の防止措置を探らなかったことをもって、被申請人Aの防止措置が不十分であったとまでは言うことができない。

#### エ 被侵害利益の性質と内容について

申請人らは、申請人らの一部については、本件工事に伴う騒音及び振動により健康被害を被ったと主張し、これを具体的に裏付ける証拠として、申請人ウについては、じんましん及び高血圧症に罹患し（甲4の3）、申請人クについては、耳鳴症及び不眠症等に罹患したこと（甲8、24）を示す診断書をそれぞれ提出する。

しかし、上記各診断書に記載の各疾患の発症については、一般に、様々な要因が考えられるところであり、単に、上記各申請人らが、本件工事の開始後にかかる各疾患に罹患したことをもって、本件工事に伴う騒音ないし振動との間の相当因果関係を認めることはできない。

そのほか、本件証拠を精査しても、申請人らのうちのいずれかが、本件工事に伴う騒音ないし振動によって健康被害を受けたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

また、申請人らは、本件工事に伴う振動によって建物被害が生じた者がいる旨も主張するが、この点の被害を特定する具体的な主張はない上、これを認めるに足りる証拠の提出もない（申請人力は、本人尋問において、自宅玄関先の擁壁に亀裂が入った旨を供述するが、これが本件工事による振動が原因であることを明らかにする証拠の提出はない。）。

そうすると、本件工事に伴う騒音ないし振動によって、申請人らに健康被害や建物被害が生じたとは認め難く、申請人らの被害は、いらだちや不

快感といった心理的・主観的なものにとどまるものと認められる。

#### 才 総合評価

以上検討したとおり、騒音及び振動のいずれについても、本件工事期間中の全ての測定結果において、規制基準を下回っている。また、その大きさをみても、振動については、規制基準を大きく下回るものであり、騒音についても、概ね 50 ないし 70 dB 後半という結果であって、規制基準に近い騒音が、工事期間中の多くの時間帯に発生していたというような事情も認められない。

また、近隣説明会を複数回開催したり、実現可能なものについては、申請人らの要望に応える措置を探っていたことなどに照らせば、本件工事に関する、被申請人 A の申請人らに対する対応が、不適切ないし不誠実なものであったとは認められない。

さらに、被申請人 A が講じた防音シートや万能鋼板等の設置、低騒音型の重機の使用等により、申請人らの被害を防止する相応の効果があったことが認められるのであって、申請人らが要望する追加の防止措置を探らなかつたことをもって、その防止措置が不十分であったとまでは言うことができない。

これらの事情に加えて、申請人らの被害が心理的・主観的なものにとどまることをも併せ考えれば、申請人ら宅が閑静な住宅地に位置していることや、騒音の L<sub>max</sub> (最大値) において、規制基準を上回る数値が測定された時間帯があったこと、本件工事が約 2 年 10 か月にも及ぶ大規模な建替事業であったことなどを考慮しても、本件工事に伴う騒音及び振動は、申請人らの受容限度を超えるものとまでは認められないと言うべきである。

#### 3 結論

以上の次第であるから、その余の争点について判断するまでもなく、申請人の本件申請は、いずれも理由がない。

よって、本件申請をいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成24年6月11日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 大内捷司

裁定委員 堀宣道

裁定委員 小玉喜三郎

(別紙省略)